

西会津町農業委員会「農地利用最適化推進委員」推薦・募集要項

新しい農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

1. 募集人数

11人（地区ごとの募集人数は別紙のとおりです）

2. 任期

農業委員会が委嘱する日から令和11年7月19日まで（約3年間）

3. 身分

西会津町の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

農業委員が、農地法に基づく農地の貸し借りや売買、転用についての許可等、委員会としての決定行為を主に行うのに対して、農地利用最適化推進委員はその担当する区域内において、次のような現場を主にした活動（＝農地等の利用の最適化の推進）を行うこととされます。

- ・地域計画の実現に向けた農地の利用調整。
 - ・担い手への農地利用の集積と集約化を働きかける。
 - ・耕作放棄地の発生防止と解消。
 - ・農業への新規参入（就農）の促進等に関する業務に伴う現地での調査や指導・相談等
- また、その担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会総会に出席して意見を述べることができます。

5. 報酬

町の規定に準じた基本給のほか、活動の実績に応じた額が支給されます。

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 破産手続きの決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 町内に住所を有しない者

7. 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、西会津町農業委員会事務局へご提出ください。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

- ・本人が応募する場合 様式第3号
- ・個人(町内の農業者3名)、又は自治区・農業関係法人・団体が推薦する場合 様式第4号

(2) 様式の入手方法

農業委員会事務局および新郷連絡所、奥川支所の窓口に備えるほか、下記の町ホームページからもダウンロードできます。

「西会津町ホームページ」 <https://www.town.nishiaizu.fukushima.jp>

8. 受付期間

令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで(必着)。

・持参される場合は、町役場開庁日の午前8時半から午後5時15分までに提出してください。

9. 選考方法

西会津町農業委員等選考委員会を開催して、提出された書類を審査し、その意見をもとに農業委員会が推進委員を委嘱します。

結果については、西会津町ホームページ等において公表し、申込者全員に文書で通知します。

10. 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問い合わせ先

〒969-4495 西会津町野沢字下小屋上乙3308番地

西会津町農業委員会事務局(農林振興課内) 電話0241-45-4531

11. その他

- ・農地利用最適化推進委員への応募・推薦と同時に、「農業委員」へも応募・推薦することが可能ですが、任命されるのはどちらか一方となります(兼務はできません)。また、この場合も申し込み用紙はそれぞれに作成・提出してください。
- ・受付期間の中間及び受付期間終了後に、提出のあった応募及び推薦に係る書類をもとに、西会津町ホームページ等で候補者の住所・電話番号等以外の情報を公表します。

別紙

農地利用最適化推進委員の担当地区

担当地区	主な自治区	委員数
野沢地区	野沢1-10町内、下小屋、西平、四岐、芝草、芹沼、堀越、塩喰、大久保、中野、牧、安座	2
尾野本地区	尾野本～西原、森野、萱本、松尾 登世島～尾登、西林、西林東、さゆりが丘、上小島、下小島 睦合～繩沢、青坂、程窪、泥浮山、長桜 下谷～小杉山、黒沢、出ヶ原、牛尾、山口 束松～軽沢	3
群岡地区	上野尻1～6組、下野尻1～3組、端村、徳沢 白坂、宝川、屋敷、榎木平、熊沢	2
新郷地区	富士～荒木、高目、小清水、漆窪 笛川～漆窪(一部)、呼賀、平明、原、新村、樟山 豊洲～滑沢、滝坂、柴崎、橋立 三河～井谷、八重窪、橋屋、戸中	2
奥川地区	元島～杉山、向原、塩 高陽根～山浦、出戸、中ノ沢、松峯 飯里～中町、小山、真ヶ沢 飯沢～宮野、梨平、小屋 飯根～極入、弥平四郎、弥生 大綱木～小綱木、大舟沢	2